

令和元年 6 月 19 日

懲戒処分の公表について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
会 長 吉 村 真 行

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会は、令和元年 6 月 19 日付にて、定款第 13 条に基づき、不動産鑑定士甲に対する懲戒処分を決定したので、情報公開規程第 7 条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

1. 懲戒処分の内容 除 名

2. 懲戒処分の理由

不動産鑑定士甲は、公契約関係競売等妨害罪で逮捕・起訴され、地裁において有罪判決（全面認容、懲役 1 年 2 ヶ月、執行猶予 3 年）が下された。本件は新聞等に報道され、不動産鑑定士に対する社会的信用を失墜させた。

これについて、不動産鑑定士甲は本会会員に課せられた法令遵守・倫理規程遵守義務に違反するものと判断した。

なお、有責と認められる事項については以下のとおり。

- (1) 公共入札において談合を行い、応じない業者を排除したうえで事前に調整し取り決めた業者に落札させることで高値での受注を実現し、公正な入札を害した。これについて、公契約関係競売等妨害罪で有罪判決を受けた。
- (2) 前項の違反行為及びその報道等により、不動産鑑定士に対する社会的信用を失墜させた。

以上